

今世紀前半にも発生する!? 東南海、南海地震

住吉東自主防災会 会長 濱 泰臣 (泰心商事)

徳島市消防局がこのたび防災対策として9月28日に徳島市役所においてリーダー研修会が開催されました。

地震時の対応として、徳島市消防局発行の防災のてびきより、「地震から身を守るための10カ条」を掲載しますので、参考にしてください。

又、地震や台風などの災害時に、被災者を支援

する目的で、平成17年5月25日、「大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」を徳島県と徳島県宅地建物取引業協会との間で締結しましたが、民間賃貸住宅の情報提供及び被災者への媒介を迅速かつ円滑に行う為の実施要領ができましたのでここに掲載します。

(別紙、協定書・実施要領・連絡体制)



徳島市消防局発行「防災のてびき」より抜粋

大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき徳島県（以下「甲」という。）が、社団法人徳島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、事後に文書を提出するものとする。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう周知するものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとし、変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

(1) 徳島県地域防災計画

(2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する甲の連絡責任者は、建築開発指導課長とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(施行)

第9条 この協定は平成17年5月25日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年5月25日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市万代町5丁目1番5
社団法人徳島県宅地建物取引業協会
会長 川浦正夫

大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定実施要領

第1 (趣旨)

この要領は、大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書（以下「災害協定書」という。）に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び被災者への媒介を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 (協力要請の手続)

徳島県（以下「甲」という。）は、災害協定書第2条に基づき、社団法人徳島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、連絡体制（別記1）により、協力要請を行うものとする。

- 2 前項の要請は、依頼文書（様式1）及び要請書（別添1）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭及び緊急要請書（別添1—1）で要請することとし、事後に文書を提出するものとする。
- 3 市町村から、乙の情報提供等を被災者へ直接行っていただきたいとの要望があった場合は、甲は、依頼文書（様式2）により、行うものとする。

第3 (協力業務)

乙は、第2による要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、連絡体制（別記1）により、民間賃貸住宅の情報提供を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、依頼文書（様式3及び様式4）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請することとし、事後に文書を提出するものとする。
- 3 乙及び会員業者は、乙内部の連絡網に従い、業務が円滑に行われるよう、相互協力するものとする。
- 4 乙は、速やかに情報を集計・整理し、回答書（別添2）により、甲に報告するものとする。
- 5 乙は、災害協定の実施状況について、甲からの報告依頼があった時、及び最終結果の集計・整理ができた時は、報告書（様式5）により、甲に報告するものとする。
- 6 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、甲との連絡・調整を行うことなど、必要な措置をとるものとする。

第4 (乙の努め)

乙は、平時においても、会員業者の理解と協力を得られるよう、また、大規模災害時の協力準備のため、次のことを実施するように努める。

- (1) 会員業者に対し、定期的に啓発チラシ・文書を配布すること。
- (2) 会員業者名簿及び連絡網を整備し、察期的に点検すること。
- (3) 会員業者事務所にステッカー（様式6）を配布し、貼付すること。

第5 (甲の努め)

甲は、平時においても、徳島県地域防災計画など災害対策に関する情報の収集に努め、必要に応じて、乙に提供するものとする。

- 2 甲は、大規模災害時においては、乙との連絡・調整に努めるものとする。

第6 (訓練への協力)

乙は、甲が訓練を実施するときは、可能な限りこれに協力するものとする。

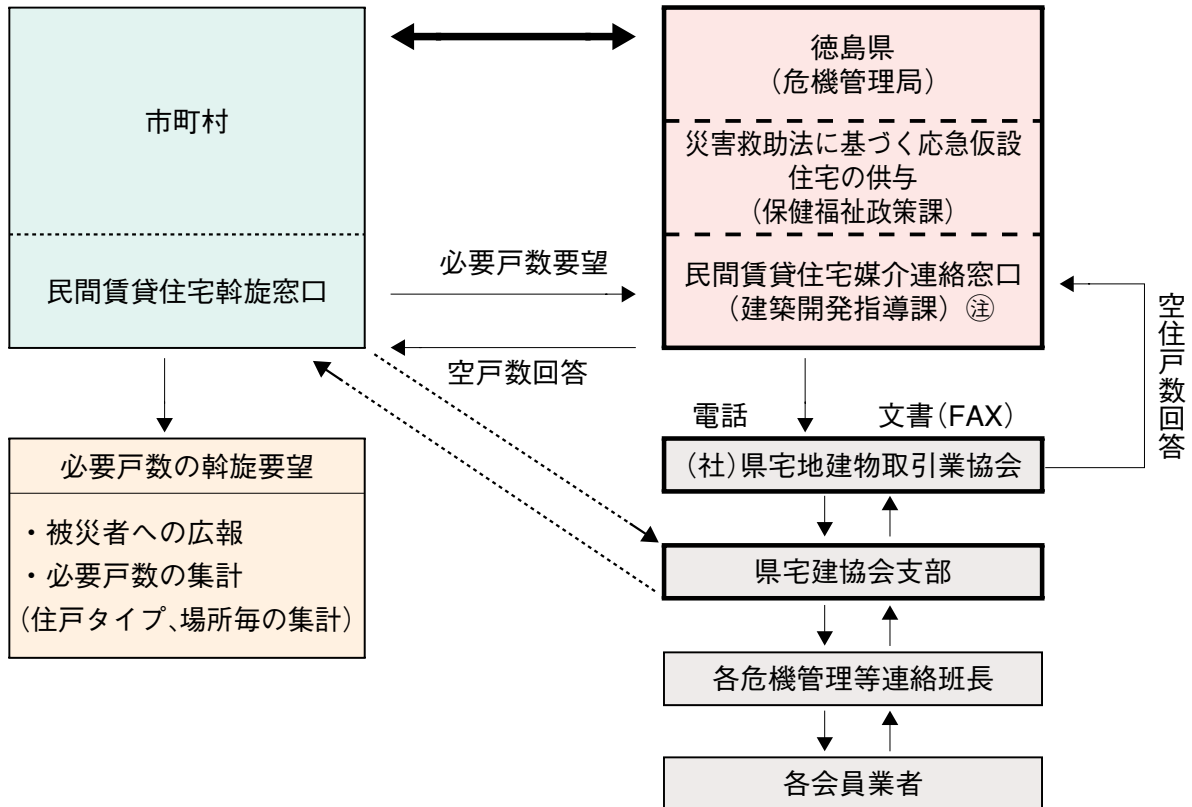
第7 (その他)

この要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年3月30日から施行する。

連絡体制（災害協定・民間賃貸住宅の情報提供及び媒介）



- ⑨ 建築開発指導課は、「被災者に提供可能な物件の情報提供」について、「民間賃貸住宅媒介に伴う業務分担表」に基づき、
- ・災害救助法の適用がない場合は、危機管理局
 - ・災害救助法に基づく応急仮設住宅として借り上げる場合は、保健福祉政策課へ連絡するものとする。
- > は、市町村から「空き民間賃貸住宅の情報」を被災者へ直接提供して頂きたい旨の要請があった時の連絡系統を表示している（実施要領第2第3項）。

頭の体操

答え

虚心坦懐 きょしんたんかい
心になんのわだかまりもなく気持ちがさっぱりとしていること。平静で公正な心

甲論乙駁 こうろんおっぱく
互いの意見を主張して意見がまとまらないこと。